

申立添付書類等の一覧表【審判事件】

※ 審理のために必要な場合は、以下の添付書類以外にも追加書類の提出をお願いすることがあります。

事件名	管轄裁判所	申立添付書類	切手(券種×枚数)
1 不在者財産管理人に対する報酬付与	選任審判をした裁判所	①管理状況報告書	84円×1枚
2 失踪宣告取消し	失踪者の現住所地	①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票 ③失踪者の写真(証明写真くらいのおおきさのもの)4枚程度 ④申立人が失踪者以外の場合、申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	500円×2枚 84円×20枚 50円×1枚 20円×2枚 10円×5枚 5円×1枚 1円×5枚 (計2,830円)
3 財産の管理者の変更、夫婦共有財産の分割	相手方の住所地	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ③相手方の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ④夫婦財産契約登記簿謄本(登記事項証明書) ⑤不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)	84円×9枚 10円×8枚 5円×1枚 1円×5枚 (計846円)
4 特別代理人選任(嫡出否認の訴えについてのもの)	子の住所地	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書) (出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)が必要) ③特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)	84円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計960円)
5 第三者が子に与えた財産の財産管理者の選任	子の住所地	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ④契約書写し又は遺言書写し(又は遺言書の検認調査謄本の写し)	84円×10枚 10円×5枚 5円×1枚 1円×5枚 (計900円)
6 親権喪失、親権停止又は管理権喪失	子の住所地	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者及び未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③親権者及び未成年者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)	500円×6枚 84円×10枚 50円×3枚 10円×10枚 5円×2枚 2円×3枚 1円×10枚 (計4,116円)
7 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	子の住所地	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者及び未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③親権者及び未成年者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ④喪失の審判書謄本	500円×4枚 84円×10枚 50円×2枚 20円×4枚 10円×10枚 5円×2枚 2円×3枚 1円×10枚 (計3,146円)
8 親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可	子の住所地	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	84円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計960円)
9 扶養義務の設定	扶養義務者となる者の住所地	①事件本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人(候補者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③候補者以外の者が申し立てる場合、候補者の承諾書 ④事件本人と候補者の関係がわかる戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤扶養義務者(直系血族・兄弟姉妹)がいないことを証する戸籍謄本	84円×5枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計540円)
10 推定相続人の廃除	被相続人の住所地(生前) 被相続人の最後の住所地(死亡後)	①生前の場合、申立人(被相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②遺言による場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ④遺言による場合、遺言書写し又は遺言書の検認調査謄本の写し ⑤遺言による場合で家庭裁判所で選任された遺言執行者が申し立てる場合、執行者選任の審判書謄本	500円×2枚 84円×10枚 50円×1枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計2,010円)
11 遺産管理人選任(推定相続人廃除又はその取消しの確定前に相続が開始した場合)	被相続人の最後の住所地	①被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料	84円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計960円)
12 (相続人による遺産の管理が困難な場合等の)相続財産管理人選任	被相続人の最後の住所地	①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤申立人が財産管理人候補者を立てる運用の裁判所の場合、相続財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合】 ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	84円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計960円)

申立添付書類等の一覧表【審判事件】

※ 審理のために必要な場合は、以下の添付書類以外にも追加書類の提出をお願いすることがあります。

事件名	管轄裁判所	申立添付書類	切手(券種×枚数)
13 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理	被相続人の最後の住所地	申立ての段階では、特になし	84円×10枚 10円×5枚 5円×1枚 1円×5枚 (計900円)
14 限定承認の場合の鑑定人の選任	被相続人の最後の住所地	①遺留分権利者が申し立てる場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺留分権利者が申し立てる場合、申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	84円×5枚 10円×5枚 5円×1枚 1円×5枚 (計480円)
15 相続財産の分離に関する処分	被相続人の最後の住所地	【共通】 ①事件本人(財産分離の対象となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②債権者が申立人の場合、債権関係を証する資料 ③受遺者が申立人の場合、遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) 【事件本人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤事件本人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【事件本人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【事件本人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦事件本人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	84円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計960円) +1089円×告知者数
16 相続財産管理人の権限外行為許可	選任審判をした裁判所	①管理状況報告書 ②権限外行為となる事項に関する資料(遺産分割協議書案、相続関係の戸籍謄本等、売買契約書案、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書)	84円×1枚 (重さにより追加あり)
17 相続人搜索の公告	選任審判をした裁判所	①管理状況報告書 ②「債権者・受遺者に対する請求申出」の官報公告の写し	84円×3枚
18 相続財産管理人に対する報酬付与	選任審判をした裁判所	①管理状況報告書	84円×1枚
19 遺言の確認	遺言者の住所地(生前)、遺言者の最後の住所地(死亡後)	①遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) ②立会証人の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ③遺言書写し ④遺言者生存中の場合、診断書 ⑤立会証人以外が申立人の場合、利害関係を証する書類(親族の場合は戸籍謄本(全部事項証明書)等)	500円×2枚 84円×10枚 50円×1枚 20円×2枚 10円×5枚 5円×1枚 1円×5枚 (計1,990円)
20 遺言執行者に対する報酬付与	遺言者の最後の住所地	①申立人、遺言執行者の戸籍 ②財産目録 ③遺言書写し ④遺言執行報告書	84円×1枚 10円×1枚 (計94円)
21 遺言執行者解任	遺言者の最後の住所地	①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言執行者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料 ⑤解任を必要とすることを証する資料	84円×10枚 10円×10枚 5円×2枚 1円×10枚 (計960円) +1089円×告知者数
22 遺言執行者辞任許可	遺言者の最後の住所地	①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)	84円×5枚 10円×5枚 5円×1枚 1円×5枚 (計480円)

申立添付書類等の一覧表【審判事件】

※ 審理のために必要な場合は、以下の添付書類以外にも追加書類の提出をお願いすることがあります。

事件名	管轄裁判所	申立添付書類	切手(券種×枚数)
23 (負担付き遺贈)の遺言の取消	遺言者の最後の住所地	<p>【共通】</p> <p>①申立人(相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②遺言書写し又は遺言書の検認調査謄本の写し</p> <p>③催告書写し</p> <p>④受遺者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)</p> <p>⑤受益者の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)</p> <p>【申立人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】</p> <p>⑥被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦申立人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申立人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申立人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑨申立人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	<p>84円×10枚</p> <p>10円×5枚</p> <p>5円×1枚</p> <p>1円×5枚</p> <p>(計900円)</p> <p>+1089円×告知者数</p>
24 就籍許可	就籍しようとする地	<p>①住民登録がされている場合、申立人の住民票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)</p> <p>②申立人の写真(証明写真くらいの大きさのもの)4枚程度</p> <p>③申立人が日本国民であることを証する資料</p>	<p>500円×2枚</p> <p>84円×10枚</p> <p>50円×1枚</p> <p>20円×2枚</p> <p>10円×5枚</p> <p>5円×1枚</p> <p>1円×5枚</p> <p>(計1,990円)</p>
25 市町村長の処分に対する不服	市区町村役場の所在地	<p>①事件関係人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②届出の受理・不受理等の証明書</p>	<p>500円×2枚</p> <p>84円×10枚</p> <p>20円×2枚</p> <p>10円×10枚</p> <p>5円×2枚</p> <p>1円×10枚</p> <p>(計2,000円)</p>
26 児童福祉法28条 (都道府県の措置についての承認、措置の期間の更新についての承認)	児童の住所地	<p>①児童と法定代理人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②児童と法定代理人の住民票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)</p> <p>③虐待や著しい福祉侵害を証明する資料及び資料説明書</p>	<p>500円×6枚</p> <p>84円×10枚</p> <p>50円×3枚</p> <p>20円×4枚</p> <p>10円×10枚</p> <p>5円×4枚</p> <p>2円×3枚</p> <p>1円×10枚</p> <p>(計4,206円)</p>
27 保護者改任	選任審判をした裁判所	<p>①事件本人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②保護者候補者の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>③現保護者の戸籍謄本</p> <p>④事案に応じて現保護者が任務をなさないことの疎明資料</p>	<p>84円×3枚</p> <p>10円×10枚</p> <p>5円×2枚</p> <p>1円×10枚</p> <p>(計372円)</p>
28 財産の管理者の変更、夫婦共有財産の分割(破産手続が開始された場合)	相手方の住所地	<p>①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②申立人の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)</p> <p>③相手方の住民票又は戸籍附票(住民票は本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)</p> <p>④夫婦財産契約登記簿謄本(登記事項証明書)</p> <p>⑤破産手続開始決定謄本</p> <p>⑥財産に関する資料(不動産登記事項証明書等)</p>	<p>84円×9枚</p> <p>10円×10枚</p> <p>5円×2枚</p> <p>1円×10枚</p> <p>(計876円)</p>
29 管理権の喪失の宣告(親権者につき破産手続が開始された場合)	子の住所地	<p>①子の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②事件本人(親権者)の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>③破産手続開始決定謄本</p>	<p>84円×9枚</p> <p>10円×10枚</p> <p>5円×2枚</p> <p>1円×10枚</p> <p>(計876円)</p>
30 破産法238条2項による(破産管財人による)相続の放棄の承認の申述の受理	被相続人の最後の住所地	<p>①破産管財人の資格証明書</p> <p>②相続放棄者・被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>③相続放棄申述受理証明書</p>	<p>84円×9枚</p> <p>10円×10枚</p> <p>5円×2枚</p> <p>1円×10枚</p> <p>(計876円)</p>